

「堺市ふるさと応援寄附金」返礼品協力事業者公募要領

1 目的

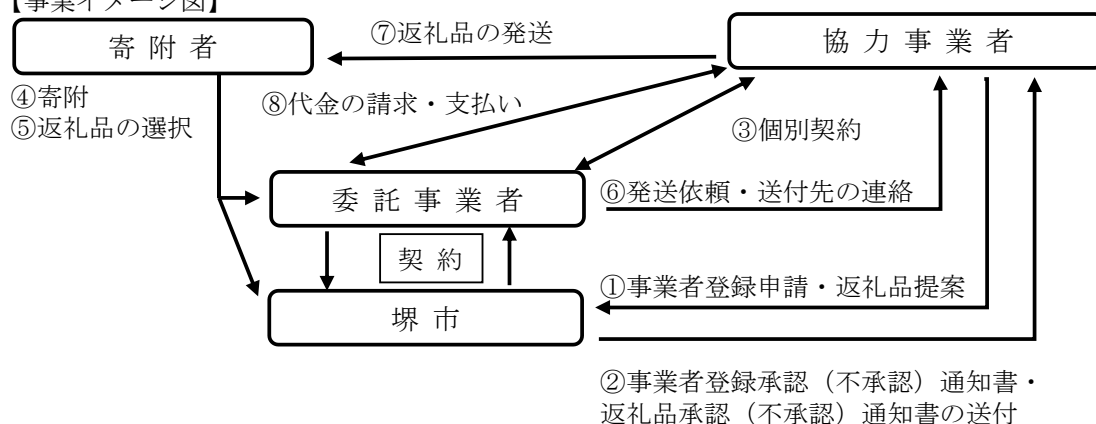
「堺市ふるさと応援寄附金」への寄附を促進することに加えて、堺市の魅力を発信し、かつ堺市の地域産業の活性化に寄与することを目的として、堺市（以下、「本市」とする）への寄附者に対して贈呈する返礼品を提供する事業者（以下、「協力事業者」とする）を公募する。

2 協力事業者の要件

協力事業者は下記の要件を全て満たすこと。

- (1) 各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が堺市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 返礼品の発送は、本市または（8）記載のふるさと納税寄附管理等委託事業者からの発注に基づき協力事業者において行うことになるため、電子メールやFAX等が使用できる環境を有し、発注書の受付及び発送作業が行える体制が整っていること。
- (5) 返礼品の手配依頼後、商品管理、発送、苦情処理等の対応ができること。
- (6) 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (7) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (8) 本市においては、返礼品の発注及び配送管理などに関する業務について、ふるさと納税寄附管理等委託事業者（以下、「委託事業者」とする）への委託を予定していることから、返礼品として本市に承認された後、委託事業者と返礼品の発送等に係る契約を取り交わす必要がある。

【事業イメージ図】



※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、返礼品の協力事業者として登録できない。

3 返礼品の要件

次の要件をすべて満たしている商品等を募集する。

- (1) 本市の魅力を発信し、地域産業の振興等につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- (3) 本市または委託事業者からの発注があれば、1週間以内に発送できる商品であること。また、全国に配送対応が可能な商品であること。なお、事前に本市と調整し、発送時期を明示した上で受付を行うものはこの限りではない。
- (4) 食料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後、少なくとも1週間の賞味（消費）期限が保障されていること。なお、生鮮食料品についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、返礼品が鮮度を保たれた状態で寄附者の手元に届くよう配慮すること。
- (5) 寄附者の配送希望日が特定の日に集中されると思われるものでないこと。
- (6) 宿泊施設・サービスの利用券等（以下、「サービス提供型返礼品」とする）については、堺市内で提供されるものに限る。また、有効期限については発行日から6ヶ月以上あること。
- (7) 各返礼品の提供に必要な寄附金額については、寄附金額の3割以下の範囲内で本市が定めることとする。商品代金には荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格での提案であること。
- (8) 登録できる返礼品の数は、一事業者につき、最大5件までとする。ただし、より多くの返礼品を扱うことで、本要領1の目的の達成に寄与することが認められる場合は、この限りではない。
- (9) 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - (ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - (イ) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- (10) 平成31年4月1日付け総税市第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）、（2）や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合する返礼品とすること。

（地場産品基準の例）※以下のいずれかに該当すること。

 - 1 堺市内において生産されたものであること。
 - 2 堺市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

- 3 堺市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
 - 4 返礼品等を提供する堺市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - 5 堺市の広報の目的で生産された堺市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から堺市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
 - 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
 - 7 堺市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が堺市に相当程度関連性のあるものであること。
- (1 1) 堺市が求める場合に、返礼品等のサンプルを提供、提案された返礼品の試食、試飲、目視等の要望に応じた提供又は、サービスについて現場の確認ができること（原則として無償）。

4 返礼品の送付等

- (1) 本市または委託事業者は、寄附者からの返礼品の申込みがあったときは、所定の様式をもって協力事業者に出荷依頼し、出荷依頼を受けた協力事業者は、速やかに、返礼品を寄附者に送付するものとする。
- (2) 本市が求める場合は、返礼品を送付する際に、本市が提供する資料を同梱すること。

5 費用負担

- (1) 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担する。
- (2) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

6 協力事業者の特典等

- (1) 堺市ホームページ及び本市が利用するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」等、堺市ふるさと応援寄附金に関するパンフレット等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載する。
- (2) 返礼品の発送に当たって、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱して発送することができる。

7 募集期間

令和2年（2020年）2月12日（水）から令和2年2月28日（金）まで

【持参の場合】令和2年2月28日（金）17時【締切厳守】

（受付時間 9時から17時（12時から12時45分は除く））

【郵送の場合】令和2年2月28日（金）【消印有効】

なお、返礼品の提供開始は令和2年4月を予定しております。

※次回以降の募集について

上記募集期間経過後も、随時受付は行うが、返礼品の承認及び提供開始のタイミングは、年2回程度を予定している。

8 申請方法等

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、堺市財政局財政部資金課へ持参または郵送すること。なお、申請にかかる費用の一切は、協力事業者の負担とする。

(1) 「堺市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届（様式第1号）」

(2) 「堺市ふるさと応援寄附金返礼品登録申請書（様式第2号）」

※合わせて、返礼品の画像（HP等掲載用）、梱包時の画像をそれぞれ1枚以上、堺市に提供する。（電子メールにて送付または記憶媒体による提出）

※商品の実物は不要であり、送付は行わないこと。（堺市が求める場合を除く。）

(3) 会社概要や返礼品の内容がわかるパンフレット等の資料。

9 協力事業者・返礼品等の決定

申込みがあった場合、堺市にて申込内容等を総合的に審査して、「堺市ふるさと応援寄附金」の協力事業者・返礼品としてふさわしいと判断したものについては、協力事業者・返礼品として決定のうえ、審査の結果を本市から申込者に通知する。

※申込者への通知は令和2年3月23日頃を予定している。

10 返礼品の内容変更等

(1) 協力事業者の変更届

協力事業者の登録内容を変更する場合は、「堺市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届（様式第1号）」に、必要事項を記入して本市に提出する。

(2) 返礼品の変更申請

登録している返礼品の内容を変更する場合は、「堺市ふるさと応援寄附金返礼品変更申請書（様式第3号）」に、必要事項を記入して堺市に提出する。

(3) 協力事業者の取りやめ等

協力事業者の取りやめ又は返礼品の提供の取りやめをする場合は、取りやめを希望する2か月前までに、「堺市ふるさと応援寄附金返礼品（協力事業者登録・提供）廃止報告書（様式第4号）」に、必要事項を記入して本市に提出する。

1 1 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、本市または委託事業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。また、協力事業者は、本市または委託事業者から提供された寄附者の個人情報を、返礼品の送付以外の目的に使用することができない。
- (2) 返礼品は、寄附者が選択した場合に限り送付を依頼する。そのため、送付を依頼しない場合もある。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について堺市及び委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 本市は、返礼品が本要領3に定める条件に適合しなくなったと認める場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断した場合、または、返礼品として選択されることが少ない商品については、返礼品としての登録を中止することができる。
- (5) 本市は、協力事業者が、本要領の条件に適合しなくなった場合、本要領の定めに違反する行いがあった場合、または本市に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者の認定を取り消すことができる。

【問い合わせ及び申し込み先】

堺市財政局財政部資金課

〒590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

TEL：072-228-7191 FAX：072 - 228 -7856

Email：shikin@city.sakai.lg.jp